

# インドネシアにおける少年非行と教育 ——フクム・アダット・イスラームからのアプローチに着目して——

神内 陽子

主論文の要約

## 1. 研究の背景と目的

本研究の目的は、インドネシアにおける少年非行および少年の更生のための教育の実態について、法多元主義の観点から、国家法としてのフクム、慣習法としてのアダット、そしてイスラームそれぞれにもとづくアプローチおよび、それら相互の関係性に焦点を当てながら明らかにすることである。ここでの少年非行は、①インドネシアの現行法で規定された刑事責任年齢である 12 歳以上 18 歳未満の少年による犯罪行為、②12 歳未満の少年による触法行為、③虞犯、④虞犯性はないものの、少年に相応しくないと見なされる、いわゆる不良行為、の 4 つを広く含む概念とする。

少年非行を論じるにあたっては、それが社会の規範や価値からの逸脱行動の一つであることから、法と社会という、より広い問題領域を視野に入れる必要がある。従来、インドネシアの法と社会をめぐるのは、フクム(hukum, 国家法)、アダット(adat, 慣習法)、シャリーア(syariah, イスラーム法)が併存する法多元主義(legal pluralism)を前提として議論が蓄積されてきた。一般に、フクムは国家による制定法を典型とする成文化された規範を、アダットは法や準則、道徳、慣習、伝統、礼儀にかなった振る舞いなどを広く含む文化的・社会的概念であるが、アダット法として法規範的側面のみが分離された場合には地域の慣習にもとづく不文律の法規範を、またシャリーアは聖典クルアーンおよびスンナ(預言者ムハンマドの慣行)を主な法源とする法体系を指す。現在インドネシアでは、フクムは主として全国民に適用される民・商・刑事に関わる事柄を、アダットは土地所有やコミュニティ内の軽微な揉め事などに関わる事柄を、シャリーアは婚姻や相続といったムスリムの家族関係に関わる事柄を処理する際の法として機能している。こうした中、少年非行の問題は、それが刑事司法制度と関わることから一般にフクムの問題として扱われ、ナショナルなレベルの少年司法制度がいかに整備され、機能しているかという観点から多く議論がなされてきた。さらに 1998 年 5 月に始まる民主化以降は、児童保護制度改革の一環として新しい少年司法制度の構築が急ぎ進められていることから、この問題をフクムの観点から理解する重要性はますます高まっているように思われる。

しかし、その一方でインドネシアには、こうしたナショナルなレベルの改革とは別の、よりローカルな文脈で展開してきた少年非行問題へのアプローチがある。イスラーム教徒が 9 割近くを占めるインドネシアでは、寄宿制の伝統的イスラーム教育機関ポンドック・プサントレンの影響が知られているが、これらプサントレンの中には、非行少年の更生の場としての機能を果たしているものがある。またインドネシアでは、合議を通して全会一

致の合意 (mufakat, ムファカット) を目指す慣習的な意思決定メカニズムとしてのムシャワラ (musyawarah, 合議) が広く実践されており、これが少年の逸脱行動と、それによって引き起こされた住民間の摩擦 (揉め事) への対処法としても機能している。こうした宗教および地域の慣習に則った少年非行問題へのアプローチは、フォーマルな少年司法制度による手続き、すなわちフクムの領域におけるアプローチとは異なる問題解決と教育のあり方を可能としており、さらに、その機能は近年の少年司法改革の中で再評価され、フクムの枠内で、あるいはフクムとの関係において新たな展開を見せている。以上を踏まえ、本研究は、これら様々なアプローチにおける少年非行の捉え方や少年の更生のための取り組みを教育学のテーマとして対象化し、インドネシアの少年非行をめぐる教育的営みの実態を描き出そうとするものである。

この目的のため、本研究は、特に次の 3 点に焦点を当てた。第一に、インドネシアの少年司法制度の歴史において大きな転機となった 2012 年の少年刑事司法制度法 (Undang-Undang Nomor 11 Tahun 2012 tentang Sistem Peradilan Pidana Anak、以下 SPPA 法) がどのような経緯で導入され、具体的にどのような内容をもつのか、また本法施行下の少年の処遇にどのような人々が関与し、そこでいかなる教育的営みがなされているのかを明らかにしたうえで、SPPA 法による少年司法改革の意味を考察することである。第二に、アダットとイスラームそれぞれの文脈における少年非行の捉え方と、少年の更生のためのアプローチを、それらとフクムとの間の関係性に着目しつつ明らかにすることである。そして第三に、フクム、アダット、イスラームから成る多元的な法の状況下で展開する、以上のような少年非行と教育、そして更生を、少年の視点から捉え直すことである。なお、イスラーム的価値にもとづくアプローチには、外面的な法規定であるシャリーアだけでなく、内面性の探求を強調するタレカット (イスラーム神秘主義の修行) や、イスラームが現地化する過程で混淆した聖者崇拜や精霊信仰などの土着的な要素も含まれる。このことから本論文では、少年非行への多元的なアプローチを記述するにあたって、シャリーアではなく、イスラームの語を用いることとする。

## 2. 研究の対象と方法

本論文における議論の大部分は、2014 年 10 月から 2016 年 10 月にかけて、(公財) インペックス教育交流財団奨学生として長期留学した際に実施した調査にもとづくものである。調査にあたっては、留学受入先であるディポネゴロ大学アジア研究センターの協力の下、インドネシア研究技術・高等教育省から許可を得た。調査対象地域はバンテン州、ジャカルタ首都特別州、西ジャワ州、中ジャワ州、東ジャワ州、ジョグジャカルタ特別州から成るジャワ 6 州のうち、ジョグジャカルタ特別州を除いた 5 州である。研究方法として、政府および民間の関係機関/施設における文書や統計データの収集、参与観察を実施したほか、少年およびその家族、地域住民、宗教指導者、矯正職員、警察官、裁判官、弁護士、その他の児童保護・教育・福祉関

係者らを対象に、半構造化インタビュー、非構造化インタビュー、フォーカス・グループ・インタビューのいずれかを選択肢して、またいくつかのケースでは同一のインフォーマントに対し、複数の機会にこれらの方法を組み合わせて聞き取り調査を行った。

### 3. 本論文の内容と結論

本論文では、第1章～第4章(第Ⅰ部)でフクムからのアプローチを、第5章と第6章(第Ⅱ部)でアダットとイスラームからのアプローチを、そして第7章(第Ⅲ部)で非行と更生についての少年の語りを取り上げた。各章で扱った内容と、考察により明らかになった事柄は以下のとおりである。

第1章では、17世紀初頭に始まるオランダ植民地期から、少年司法に関する初の法律が定められた1990年代後半までを対象とし、2012年にSPPA法が制定される以前のインドネシアにおける少年司法の歴史を概観した。オランダ植民地期の東インドの少年司法は、住民区分にもとづく二元的な法体制の下、ヨーロッパ人少年の処遇と原住民少年の処遇とを区別するものであった。独立後、オランダ植民地期の諸法令を引き継ぎつつ、国民統合の基礎となる統一的な司法制度の実現が目指される中、少年司法に関しても改革が進められたが、少年に対する特別な措置は下級法令にもとづく慣行上のものにとどまった。その後1997年に少年裁判所法が成立し、これに先立つ1995年矯正法とともに、逮捕・取調べから起訴、裁判、そして刑務所内外での処遇に至るまでの少年司法制度の枠組みが定められることになった。しかし、本法は基本的に成人と同じ裁判手続きを少年事件に適用するものであり、裁判にともなう拘禁の多用や、犯罪者のスティグマを与えられることによる更生の困難といった諸問題の解決には至らなかった。

第2章では、1998年5月以降のポスト・スハルト期における児童保護制度改革の流れを概観したうえで、インドネシアの少年司法の歴史において画期となったSPPA法を取り上げた。具体的には、SPPA法案審議の議事録の分析から、法制定のプロセスおよび、そこで議論された内容を分析するとともに、本法によって規定された少年処遇の枠組みを明らかにした。SPPA法による改革の要点は、少年の最善の利益を優先し、少年事件へのダイバージョン(通常の裁判手続きからの離脱)の適用を原則とするとともに、その条件として修復的司法にもとづく当事者間の合意形成、すなわちムシャワラ(合議)を定めたことであった。議事録の分析からは、SPPA法が、各地で様々に実践されている揉め事の解決のためのアダットを、歴史的に構築されたムシャワラ概念によって「インドネシア文化」としてまとめあげ、フクムの枠内に改めて位置づけようとしたこと、そしてこれにより、ローカルな文化的多様性を維持しつつ、少年司法の国際準則を参照したフクムによる改革を目指すものであったこと、が明らかとなった。

第3章では、SPPA法の施行下で実際にどのように少年の処遇が行われているのかについて、警察や検察と連携して少年事件を扱うBAPAS(矯正指導所)と、少年の更生支援を担うLPKS(社会福祉施設)での調査をもとに考察した。SPPA法の定めたダイバージョンの実施に

あたって重要な役割を果たしているのは法務人権省が管轄する BAPAS である。実際に少年の処遇にあたる BAPAS の PK(社会指導官)は、事件発生後の社会調査の実施から、ムジャワラにおける利害の調整、少年に対する措置の提案、合意内容の履行の監督、さらに裁判が継続した場合の少年への付添いや仮釈放後の保護観察に至るまで、少年の更生支援に一貫して関与している。本章で取り上げた少年事件の事例からは、現地の慣習をよく知る PK から法執行官が「中立的な」聞き手となり、少年にとっての最善の利益の観点から事件の当事者双方の利害を調整していること、また彼らは文化の「翻訳者」として、輸入された概念としての修復的司法を、ムジャワラ文化をもつインドネシアの文脈に巧みに置き換えていること、が明らかとなった。さらにダイバージョンの措置や保護処分の判決を受けた少年の受入れ先である 5 つの LPKS の事例からは、これら施設が地域の人的・物的資源を利用しつつ、理念や内容、指導方法などに関して多様な教育を行っていることが明らかとなった。

第 4 章では、SPPA 法施行下の少年処遇のもう一つの側面として、ダイバージョンの適用を受けずに有罪判決を受けた少年を収容する成人刑務所(LAPAS)および少年刑務所(LPKA)での教育を取り上げた。調査を行ったスマラン刑務所をはじめとする成人刑務所では、少年たちは基本的に成人受刑者と同じ処遇プログラムに参加し、同様の手続きで評価を受けている。こうした中、刑務所を定期的に訪問し、刑務所側に児童保護への理解を促しながら少年への教育を行っていたのは、一部国際 NGO からの支援を受けた地元の NGO であった。一方、中ジャワ州のクトアルジョ少年刑務所をはじめとするジャワの 5 つの少年刑務所では、SPPA 法施行下で「少年に優しい」施設を目指した改革が進められており、外部の教育機関や宗教団体等と連携しながら、フォーマル教育やノンフォーマル教育、宗教教育、職業訓練などの各種プログラムが提供されていることが明らかとなった。さらに第 3 節では、児童保護法違反の罪により刑務所に収容された少年の事例を取り上げ、近年の児童保護制度改革によって新たにもたらされている問題を考察した。少年刑務所で実施したインタビューからは、事件の大半が恋人関係における性行為や妊娠の責任を問われたものであり、この問題が児童保護の理念と政策、社会の性規範や慣習のあり方、司法に対する人々の意識、法執行官による法解釈、といった様々な要素が交差する場に生じたものであることが明らかとなった。

第 5 章では、少年非行問題への慣習的アプローチとして 2 つの事例を取り上げ、少年非行を含む村落内の問題を、フォーマルな刑事司法プロセスに入る前の段階でアダットに則って解決しようとする住民主体の取り組みを考察した。一つ目の事例とした東ジャワ州ジョンバン県のポスコ・サンブンラサ(Posko Sambung Rasa)は、女性のエンパワーメントおよび児童保護政策の一環として 2016 年より県下の全 302 村・4 町に導入されたジョンバン県独自のプロジェクトであり、村落で慣習的に行われてきた問題解決の仕組みを利用し、主に女性と子どもに関わる問題についてムジャワラを通じた家族的な解決を目指すものであった。と同時にサンブンラサは、必要に応じて相談者を外部の専門機関につなげ、また

裁判手続きを選択することも積極的に視野に入れており、それらを含めた支援を行うことのできる人材を村落レベルで育成しようとしている点に特徴があった。また二つ目の事例とした FKPM(警察・市民パートナーシップフォーラム)は、警察と市民の協働の下で地域の諸問題を解決するための機関として全国的に設置が進められているものであり、ここでもサンブンラサ同様、ムシャワラによる合意形成が問題解決の要とされている。中ジャワ州プルウォレジョ県の事例からは、FKPM の枠組みの下でムシャワラによる問題解決の手続きが制度化されつつも、住民を主体とした治安維持の仕組みが一定程度維持され機能していることが明らかとなった。

第 6 章では、タレカットのプサントレンとして知られ、非行少年および薬物依存症者のための独自の更生施設をもつ西ジャワ州のポンドック・プサントレン・スルヤラヤ(Pondok Pesantren Suryalaya)を事例に、少年非行問題への宗教的アプローチを考察した。1980 年代以降、国内における薬物乱用の社会問題化を背景に、政府からの承認を得て次々と設立された青少年更生施設イナバーでは、薬物依存やその他の非行の要因はアッラーを忘れ、アッラーから遠ざかったことにあると見なされており、ズィクル(唱名)をはじめとするタレカットの行によってサントリをアッラーの御許へ帰すことが目指されている。イナバーでの調査からは、治療を受けるサントリの大半が保護者からの申し出により委託された者であり、その「問題行動」は薬物乱用のほか、飲酒や喫煙、両親への反抗的態度、同性愛など多岐にわたること、またイナバーの更生プログラムは外界から隔離された状況下でひたすら神と向き合う厳格なタレカットの実践を特徴とするが、集中的な治療が終わると一部のサントリは継続指導寮や下宿へ移り、タレカットの行を継続しつつスルヤラヤの運営する各種の学校に通うこと、が明らかとなった。イナバーのサントリたちへのインタビューからは、彼/彼女らの実際の経験が、個々人の属性や更生についての考え方、イナバー内部の人間関係といった、タレカットの実践以外の様々な要素を含み、重層的であることも明らかとなった。

第 7 章では、東ジャワの 2 人の少年の「自伝」を取り上げ、彼らに対して行ったインタビューの内容と突き合わせながら、その解釈を試みた。このうち、東ジャワのマドゥラを拠点とする窃盗団のメンバーとして盗みを繰り返したために逮捕された A 少年の物語は、犯罪集団に属した一人の少年の非行と更生のストーリーをリアルに提示してくれるものであるほか、彼が SPPA 法の施行前と施行後の両時点で刑事司法プロセスを経験したという点で、本法による少年司法改革の意味と法施行下の処遇の実態を、少年の視点から改めて描き出すものでもあった。一方、同じく東ジャワでアナック・パンク(Anak Punk, パンクの少年)と呼ばれるストリートチルドレンとして路上生活を送り、強盗傷害事件に関わって逮捕された B 少女の物語もまた、犯罪/非行集団への加入と、逮捕を契機とした集団からの離脱のストーリーであり、SPPA 法下の少年処遇の実態を表しているという点で A の物語と共通していた。しかしながら、B の自伝を、彼女とその仲間に対して行ったインタビュー内容と照らし合わせてみると、B が、一方でアナック・パンクからの離脱の物語とし

での更生ストーリーを語りながら、もう一方では依然として自分をアナック・パンクである  
と見なし、パンクの仲間とともに「連帯」や「闘争」のストーリーを語っていることが  
明らかとなった。

さらに、本論文全体を通しての結論は、以下の4点である。

### **(1) SPPA 法による少年司法制度改革の意味**

2012年 SPPA 法による改革の要点は、少年の最善の利益を優先し、少年事件へのダイバ  
ージョンの適用を原則とするとともに、その条件として修復的司法にもとづく当事者間の  
合意形成を定めたことであった。SPPA 法が「ダイバージョンのプロセスはムシャワラを通  
して行われる」とのみ定め、その具体的な内容をそれぞれの地域の慣習に委ねたことは、  
結果として法の解釈の幅を広げ、その柔軟な運用を可能にした。法多元主義の観点から見  
ると、SPPA 法による年司法改革は、フクムを通じてアダットが活性化されるという、民主  
化後のインドネシアの様々な文脈で指摘されてきたようなアダット復興の一例であると同  
時に、文化的多様性をもつインドネシアにおいて、フクムによる上からの改革を推し進め  
るうえでも意味をもっていた。すなわち、アダットがフクムの枠内で復興を遂げているの  
に対し、フクムの側もまた、アダットを取り込むことによって、その弱点を補い、自らの  
存在をより強固なものにしていると考えられるのである。

### **(2) 少年非行問題への慣習的および宗教的アプローチとフクムとの関係性**

以上のようなフクムとアダットの関係は、少年非行問題への慣習的アプローチと  
して第5章で取り上げた2つの事例からも読み取ることができる。ジョンバン県  
のサンブンラサは、失われつつあると見なされた村々のムシャワラの機能を、外  
部の行政機関や裁判制度と連結するかたちで制度化し活性化しようとするとも  
に、フクムの仕組みでは扱いきれない問題を解決するため、アダットにもとづく  
ローカルな知恵を利用するものであった。第二の事例とした FKPM もまた、警察と  
市民のパートナーシップという枠組みの下でムシャワラの活性化を図ると同時に、  
その合意形成プロセスに警察官を関与させることにより、地域の治安と秩序維持  
に対するフクムの力を強めている。さらに宗教的アプローチとして第6章で取り  
上げたスルヤラヤの事例からは、本プサントレンが1970年代より国家との協働の  
下で薬物依存と少年非行の問題に取り組んでおり、イスラームとフクムの間にも  
相互補完的な関係が成り立っていることが明らかとなった。

### **(3) 少年非行と教育をめぐるフクム、アダット、イスラームの境界線**

少年非行問題へのフクム、アダット、イスラームそれぞれの領域からのアプローチは、  
少年の逸脱行動に直面した人々にとってそれぞれ排他的に独立した選択肢ではなく、適宜  
選びとられ、必要に応じて組み合わされるものである。ムシャワラの場合に仲裁者としてイ  
スラーム指導者が招かれたり、合意にあたって有利な条件を引き出すために刑事司法によ

る制裁が仄めかされたりすることはしばしば見られることである。また SPPA 法の下では、ダイバージョンの措置や裁判判決により、刑務所に代わる少年の更生の場としてプサントレンが選択されるようになっている。さらにプサントレンではイスラームの教えに則った生活を基本としつつ学校教育や職業訓練も重視されており、他方、刑務所内は宗教色が濃厚で、信仰実践は更生の度合いを図る重要な尺度となっている。こうした状況は、少年非行と教育をめぐるフクム、アダット、イスラームの境界線が必ずしも明確なものではなく、絶えず引き直されうる流動的なものであることを示している。

#### (4) インドネシアにおける非行、教育、更生

少年非行の具体的な内容、すなわち、何が非行と見なされるのか、また非行の要因としてどのようなものが想定されるのか、更生のためにどのような教育がなされるのか、そもそも更生(した)とはどのような状態を指すのかは、フクム、アダット、イスラームそれぞれの領域によって、また少年たちの生きる社会と時代によって、時に異なり、時に重なり合う。とりわけ、何が非行と見なされるのかについていえば、「虞犯」および「虞犯性はないものの少年に相応しくないと見なされる、いわゆる不良行為」の内容は曖昧である。法多元主義を特徴とし、文化的に多様なインドネシア社会では、非行と教育をめぐる、それぞれの時と場で、それぞれの意味づけが展開しているのである。

他方、少年個々人に視点を移すと、そこには、フクム、アダット、イスラームそれぞれのアプローチから想定されるものとは必ずしも一致しない、非行と教育、そして更生に関する独自の物語がある。彼らの語るストーリーには、その生い立ちやパーソナリティはもちろんのこと、インドネシアの法多元主義および SPPA 法下の少年処遇における多様な選択肢が反映されており、このため、少年による非行の捉え方や彼らが受ける教育の内容、そして彼らにとっての更生の意味もまた、それぞれの置かれた状況に依るところが大きい。しかしその一方で、逮捕や拘禁、更生施設への送致を機に自らの境遇やその半生と向き合うことになった少年の多くは、共通する定型的な語りの様式をもっていることも事実である。インドネシアの非行と教育、そして更生についてより深く理解しようとするならば、それらをめぐって張り巡らされた「意味の網目」としての文化に分け入りつつ、しかし同時に、事例の細部に寄り添った考察が望まれる。